

立山町クーリングシェルター募集要項

1. 趣旨

令和6年4月1日より気候変動適応法が改正され、気温が特に高くなり、熱中症による重大な健康被害が発生する可能性がある場合に、「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」を市町村長が指定できるようになりました。

クーリングシェルターとは、冷房設備が整っていて、熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の発表時に暑さをしのぐために開放される施設です。

立山町では、熱中症による健康被害を防止し、町民の生命と健康を守るため、公共・民間を問わず、広く町内の施設をクーリングシェルターとして指定することとしています。

については、当町の趣旨に賛同し、クーリングシェルターとして、熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2. 実施内容

クーリングシェルターは、町民の休息場所として、主に次の内容を実施します。

- (1)各施設の出入口などの見やすい場所への「クーリングシェルター・マーク」案内ステッカーの掲示
- (2)クーリングシェルターの場所、飲料購入場所などへの案内（利用者から問合せがあった場合）
- (3)休息用の椅子、ソファ等の準備（既設のもので構いません。）
- (4)冷房設備の適切な管理

3. 応募要件

応募できる施設は、次の要件をすべて満たし、町内に所在する施設とします。

- (1)冷房設備があり、適切に管理できる施設
- (2)町民等、誰もが利用できる場所を開放することができ、その開放部分の様子を常時確認できる職員（スタッフ）がいる施設
- (3)おおむね5人以上の利用者が休息できる椅子、ソファ等がある施設

4. 施設運用期間等

クーリングシェルターの運用期間は、指定の日から令和6年10月23日(水)までとし、令和7年度以降は、熱中症特別警戒アラート発表期間である、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

5. 応募方法

別紙「立山町クーリングシェルター指定申込書」に必要事項を記載の上、郵送、電子メール等で、立山町総務課（soumu@town.tateyama.lg.jp）へ提出してください。

6. 提出後の流れ

- (1) 応募内容の審査、現地確認、施設管理者との協議
- (2) 協定の締結（クーリングシェルターの指定）
- (3) クーリングシェルター指定施設情報の公表（立山町ホームページ）
- (4) クーリングシェルターの運用開始（案内ステッカーの掲示）

7. 情報の提供

熱中症特別警戒アラートについては、「熱中症予防情報サイト（環境省ホームページ）」や「たてやまスマート情報システム」にてご確認の上、必要な準備を行っていただき、施設開放の実施をお願いします。

8. その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、町が不相当と認めるときは、クーリングシェルターの指定を行わない場合や取り消す場合があります。